

ugo利用規約および保守規約

この「ugo保守利用規約および保守規約」（以下「本規約」という。）は、エンドユーザー（第三者への再販売等の目的ではなく、自ら利用する目的でugo関連製品の提供を受ける者をいう。以下同じ。）が、u g o株式会社（以下「ugo」という。）から直接又はセールスパートナー等を介して間接に提供されたロボットであるugoシリーズに関するソフトウェア及び／又はハードウェア（以下、総称して「ugo関連製品」という。）を利用するにあたり、エンドユーザーに対するugo関連製品の保守ライセンス（ugo Platformの利用のライセンスを含む。）等を定めるものである。

エンドユーザーがugo関連製品の利用を行うためには、本規約に合意することを要し、この場合、エンドユーザーは、ugoに対して、本規約に従った直接の義務又は責任を負うものとする。

第1条（本規約の適用等）

この「ugoエンドユーザー向け利用規約」（以下「本規約」という。）は、エンドユーザーが、ugoが提供するugo関連製品を利用するにあたり、ugo platformの利用条件その他のugo関連製品の利用条件に関連する事項を定めるものである。本規約は、ugo及びエンドユーザー間でugo関連製品の保守ライセンス契約（ugo保守ライセンス契約書に基づく契約を意味する。以下「ugo保守ライセンス契約」という。）を締結することを前提に、当該ugo保守ライセンス契約が締結されることによってugo及びエンドユーザー間の合意事項となり、この場合、エンドユーザーは、ugoに対して、本規約に従った直接の義務又は責任を負うものとする。

第2条（用語の定義）

本規約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるとおりとする。なお、ugo保守ライセンス契約で定義した用語は、ugo保守ライセンス契約で定めるとおりとする。

①「知的財産権」

知的財産基本法第2条第2項に定めるもの及び外国における同様の権利をいう。

②「セールスパートナー」

ugo関連製品をエンドユーザーに再販売等した者をいう。

③「提携パートナー」

ugoとの間で締結する契約に基づき、ugo関連製品と提携するサービスを提供し、又はその運営を行う者をいう。

第3条（エンドユーザー登録）

1. エンドユーザーは、ugo関連製品を利用するにあたり、ugoの定める方法で、エンドユーザー登録を行うものとする。
2. エンドユーザーは、エンドユーザー登録にあたっては、ugoに対し、真実かつ正確な情報を提供しなければならない。ugoは、エンドユーザーがエンドユーザー登録にあたってugoに提供した情報（以下「登録情報」という。）の内容に虚偽、誤り若しくは記載漏れがあったことにより又はエンドユーザーが次項により登録情報の変更をしなかったことによりエンドユーザーに生じた損害について、一切責任を負わない。
3. エンドユーザーは、登録情報に変更があった場合は、速やかに、ugo所定の変更手続を行うものとする。

4. エンドユーザーは、前項の変更を怠ったことによりugoからの通知が不到達となった場合、当該通知は通常到達すべき時に到達したとみなされることを予め異議無く承諾するものとする。

第4条（ユーザーID及びユーザーパスワードの管理）

1. エンドユーザーは、自己の責任において、ugoから発行されたユーザーID及びユーザーパスワードを管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、又は貸与、譲渡、名義変更若しくは売買等をしてはならない。ugoは、エンドユーザーが入力した当該ユーザーID及びユーザーパスワードのアカウントがugoに登録されたものとの一致した場合、当該ユーザーID及びユーザーパスワードを保有するものとして登録されたエンドユーザーがugoに連絡をし、又はugo関連製品を利用したものとする。
2. ユーザーID及びユーザーパスワードの管理不十分、使用上の過誤、及び第三者の使用等により生じた損害の責任は、エンドユーザーが負うものとし、ugoは一切の責任を負わない。
3. エンドユーザーは、ユーザーID及びユーザーパスワードが盗まれたこと、又は第三者に使用されていることが判明した場合には、直ちにその旨をugoに通知するとともに、ugoからの指示に従うものとする。なお、この場合において、ugoの指示に従った結果、エンドユーザーに損害が生じたとしても、ugoはかかる損害を賠償する責任を一切負わない。ただし、ugoに故意又は重過失がある場合はこの限りではない。

第5条（エンドユーザーの遵守事項）

1. エンドユーザーは、ugo関連製品を自ら利用する目的でのみ利用し、他の目的で利用してはならない。
2. エンドユーザーは、ugo関連製品の利用にあたり、適用法令及びガイドライン並びにエンドユーザーのプライバシーポリシーを遵守するものとする。
3. エンドユーザーは、ugo関連製品の利用に伴い、自社の役職員、建物のテナント、来訪者その他の第三者に対して損害を与えた場合、又は提携パートナー及び第三者との間でクレーム、紛争等（以下「クレーム等」という。）が生じた場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、クレーム等に関連してugoが損害を被った場合には、そのすべての損害を直ちに賠償する責任を負うものとし、ugoがクレーム等を処理解決した場合には、その処理解決に要したすべての費用は、エンドユーザーの負担とする。ただし、ugoに帰責性がある場合はこの限りではない。
4. エンドユーザーは、ugo関連製品の取扱説明書に記載された指示及び利用方法について、ugoが直接又は提携パートナー若しくはセールスパートナーを通じて行った指示及び利用方法に従って当該ugo関連製品を利用するものとする。
5. エンドユーザーは、ugo関連製品を、ugo又は提携パートナー若しくはセールスパートナーが定める動作環境及び利用条件（以下「本件動作環境等」という。）の限りで利用するものとする。
6. ugo関連製品に関する問い合わせ（クレーム、要望等を含む。）は、当該ugo関連製品をugoがエンドユーザーに直接販売した場合を除き、当該ugo関連製品に関する提携パートナー又はセールスパートナーに行うものとする。

第6条（知的財産権）

1. ugo関連製品に関する知的財産権は、ugo又はugoに対してライセンスを付与する第三者に帰属するものとする。
2. ugo、提携パートナー、セールスパートナー及びエンドユーザー間の各々で締結される契約のいずれについても、ugoからugo関連製品に係る知的財産権の移転を伴うものではなく、また、提携パートナー、セールスパートナー又はエンドユーザーに対し、

各契約で定めるugo関連製品の利用に必要な範囲を超えて知的財産権の利用を認めるものではない。

第7条（非保証）

ugoは、エンドユーザーに対し、次の各号に掲げる事項について、本規約に明示される事項を除き、何らの保証をしない。

- ①ugo関連製品が本件動作環境等以外の動作環境又は利用条件で動作し、利用できること。
- ②エンドユーザーにおけるugo関連製品の利用が、第三者の知的財産権その他の権利若しくは利益を侵害していないこと、又はugo関連製品の利用に第三者の許諾を必要としないこと。

第8条（秘密保持）

1. ugo及びエンドユーザーは、本規約上の権利行使又は義務履行を通じて知り得た相手方の技術上又は営業上の情報（以下「秘密情報」という。）については、本規約上の権利行使又は義務履行以外の目的に使用してはならず、相手方の承諾なしに第三者に開示又は漏えいしてはならない。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号の一に該当する情報は、秘密情報に含まれない。
 - ①開示され、又は知得する以前に公知であった情報
 - ②開示され、又は知得する以前に自らが既に秘密保持の義務を負わずに保有していた情報
 - ③開示され、又は知得した後、自らの責めに帰さない事由により公知となった情報
 - ④開示され、又は知得した後、その情報によらず自らの開発により知得した情報
 - ⑤開示され、又は知得した後、正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を負わず適法に知得した情報
3. 第1項の規定にかかわらず、ugo又はエンドユーザーは、自己の役職員に必要最小限の範囲で秘密情報を開示することができるものとし、ugoは提携パートナー、セールスパートナー、及び次条に従いugo関連製品収集データ（次条において定義する。）を利用する際の委託先事業者（委託先事業者がある場合に限る。）に必要な範囲で秘密情報を開示することができるものとする。
4. ugo又はエンドユーザーが、第三者に秘密情報を開示する場合、当該第三者に本規約に定める秘密保持義務と同等以上の義務を課すものとし、当該第三者の行為につき一切の責任を負うものとする。

第9条（個人情報及びプライバシー情報の取得並びにugo関連製品を通じたデータの取得）

1. ugoは、エンドユーザーから取得したエンドユーザーに係る個人情報（自国（エンドユーザーの所在国をいう。）及び外国の個人情報の保護に関する法律に定める個人情報をいい、エンドユーザーによるugo関連製品の利用記録を含む。）を、当該個人情報の関係法令及びガイドライン等を遵守して適切に管理するものとする。
2. エンドユーザーは、ugo関連製品の利用により取得する個人情報を、前記個人情報の関係法令及びガイドライン等及びエンドユーザーのプライバシーポリシーを遵守して適切に管理する。
3. エンドユーザーは、ugo関連製品の利用がカメラによる撮影を伴うものであり、ugoが保守又は管理のために、カメラの被撮影者の個人情報及びプライバシー情報を取得することがあることを確認するとともに、①ugo関連製品の利用により、ugo及びエンドユーザーが個人情報及びプライバシー情報を取得すること、②個人情報及びプライバシー情報の取得目的、③運営主体の名称及び連絡先、④カメラの撮影範囲、⑤個人の

特定の可否その他被撮影者にとって重要な情報を周知することその他前記個人情報の関係法令及びガイドライン等に則った配慮又は措置をとるものとする。

4. エンドユーザーは、ugoが、①エンドユーザーがugo関連製品を利用することにより、ugo関連製品を通じて、各種画像、映像、点群データ、温度湿度などのセンサーデータ、稼働ログデータ、地図情報、経路情報その他のデータ（以下「ugo関連製品収集データ」という。）を収集又は蓄積することがあることを確認し、また、②法令及び前条の秘密保持義務を遵守する限りにおいて、ugo関連製品収集データをugo関連製品及びこれに関するサービスの開発又は改善、エンドユーザーへの提案又は広告等の目的で利用する（編集し又は加工することを含む。）ことを承諾する。

第10条（プライバシーポリシー）

ugo関連製品に関連して収集した個人情報の取り扱いは、前条第1項によるほかugoのプライバシーポリシーに従うものとする。

第11条（禁止事項）

エンドユーザーは、ugo関連製品の利用にあたって、以下の行為を行ってはならない。

- ①本件動作環境等以外の動作環境又は利用条件でugo関連製品を動作させ又は利用する行為
- ②ugo又はugoにライセンスを付与する第三者の知的財産権その他の権利又は法律上保護される権利を侵害する行為
- ③第三者の財産、権利、プライバシー若しくは肖像権を侵害し又は侵害するおそれのある行為（無断撮影、盗撮を含む。）
- ④第三者の生命若しくは身体を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
- ④第三者若しくはugoを誹謗中傷し又はその名誉を毀損する行為
- ⑤第三者又はugoに不利益又は損害を与える行為
- ⑥公序良俗に反する行為、又は公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
- ⑦犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又は事実反する、そのおそれのある行為
- ⑧ugo関連製品の信用を毀損する行為
- ⑨コンピューターウイルス等有害なプログラムを、ugo関連製品を通じて、又はugo関連製品に関連して使用し、又は提供する行為
- ⑩法令等又は本規約若しくはugo保守ライセンス契約に違反する行為
- ⑪ugo関連製品の取扱説明書に記載された指示及びugo関連製品の利用方法についてugoが直接又はセールスパートナーを通じて行った指示に反する行為
- ⑫ugoが直接又はセールスパートナー経由で通知した国又は地域以外の場所でugo関連製品を利用する行為
- ⑬ugo関連製品を構成するソフトウェアの解析、リバースエンジニアリングその他ソースコードを入手しようとする行為
- ⑭ugo関連製品を構成するソフトウェアを、エンドユーザー以外のugoの承諾を得ない第三者に利用させる行為
- ⑮ugoの事前の許可なく、ugo関連製品の画像、映像又は音声を複製、上演、演奏、上映、公衆送信（SNS上での利用を含む。）、展示、頒布、翻案し、その他利用する行為
- ⑯軍事利用又は軍事利用のおそれのある行為
- ⑰その他、ugoが不適切と判断する行為

第12条（反社会的勢力の排除）

1. エンドユーザ（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含む。以下本条において同じ。）は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを誓約し、保証する。
 - ①暴力団員等であること。
 - ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
 - ③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
 - ④自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
 - ⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
 - ⑥役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. エンドユーザは、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれか一にでも該当する行為を行わないことを誓約する。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. エンドユーザは、第1項に定める表明が真実でなく、又は前二項に定める誓約に違反したことが判明した場合、その旨を速やかに直接又は提携パートナー若しくはセールスパートナー経由でugoに通知するものとする。

第13条（損害賠償責任）

本規約上の義務違反に基づく損害賠償責任については、ugo及びエンドユーザー間で締結されるugo保守ライセンス契約の損害賠償の規定を適用する。

第14条（本規約等の変更）

1. ugoは、①変更がエンドユーザーの一般の利益に適合するとき、又は、②変更が本規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、諸事情に照らして合理的なものであるときは、エンドユーザーの承諾なく、本規約を変更することができる。ugoは、14日以上予告期間（ただし、エンドユーザーへの影響が軽微な変更については1日以上予告期間とする。）において、変更後の本規約の内容のugoのウェブサイト又はugoが管理するugo関連製品を対象とするウェブサイトへの掲載その他ugoが適当と判断する方法により周知することにより、本規約の内容を変更することができる。なお、本規約の内容が変更された場合は、変更後の本規約が適用されるものとする。
2. ugoは、前項の場合を除き、本規約の変更については、エンドユーザーの承諾を自ら又は提携パートナー若しくはセールスパートナー経由で得て行うものとする。

第15条（準拠法・合意管轄）

1. 本規約は、日本法に従って解釈される。
2. 本規約に関する紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

以下保守規約

第1条（定義）

本規約において、ugo関連製品に関する「販売」、「再販売」、「再レンタル」及び「再販売等」等の用語は、以下の意味を有するものとする。

- ①「販売」とは、(ア) ugo関連製品のうちソフトウェアに関しては、有償で、ugo関連製品に含まれる各種ソフトウェア及びシステムを非独占的に利用させることを意味し、(イ) ugo関連製品のうちハードウェアに関しては、有償で、ugo関連製品に含まれる各種ハードウェアを譲渡することを意味する。
- ②「再販売」とは、ugoが販売したugo関連製品について、(ア) ソフトウェアに関しては、有償で、当該ugo関連製品に含まれる各種ソフトウェア及びシステムを利用する権利をエンドユーザーに再許諾することを意味し、(イ) ハードウェアに関しては、有償で、当該ugo関連製品に含まれる各種ハードウェアをエンドユーザーに譲渡することを意味する。
- ③「再レンタル」とは、ugoが販売したugo関連製品について、(ア) ソフトウェアに関しては、有償で、当該ugo関連製品に含まれる各種ソフトウェア及びシステムを利用する権利をエンドユーザーに再許諾することを意味し、(イ) ハードウェアに関しては、有償で、当該ugo関連製品に含まれる各種ハードウェアをエンドユーザーに貸与することを意味する。
- ④「再販売等」とは、再販売又は再レンタル（これらの総称）を意味する。
- ⑤「ugo関連製品の保守」とは、エンドユーザーに対するugo関連製品の保守及びugo関連製品のサポート並びにこれらに付帯又は関連する業務をいう。なお、セールspartnerは、ugoの承諾を得た場合、エンドユーザー及びセールspartner間で、ugo関連製品の保守規約（以下「セールspartner保守規約」という。）を締結することができる。この場合、ugo関連製品の保守の内容は、別途、セールspartner保守規約によるものとする。
- ⑦「ugo関連製品のライセンス」とは、エンドユーザーに対するugo platform（ugoが提供するロボット統合管理プラットフォームである。本規約において同じ。）の利用のライセンス及びこれらに付帯又は関連する事項をいう。
- ⑧「ugo関連製品の保守ライセンス」とは、ugo関連製品の保守及びugo関連製品のライセンスを含むものをいう。

第2条（保守）

1. エンドユーザーがセールspartner保守契約を締結した場合、ugo関連製品の保守の内容は、別途、セールspartner保守契約によるものとする。
2. ugoは、エンドユーザーに対し、前項のugo関連製品の保守を行うために必要な事項について、合理的に必要となる協力を求めることができるものとし、エンドユーザーはこれに従うものとする。
3. ugo関連製品の保守に関して、エンドユーザーがセールspartner保守契約を締結した場合、ugoはugo関連製品の保守に関して、一切責任を負わない。

第3条（仕入品の取扱い）

前条の規定にかかわらず、ugo関連製品に仕入品が含まれる場合は、エンドユーザーは、仕入品メーカーに対して仕入品メーカーが提供する保守の範囲内で、当該仕入品の保守（仕入品の操作に関するサポート、仕入品の故障時のサポートを含む。）の対応を求めることができるものとし、ugo及びセールspartnerに対しては当該仕入品の保守対応を求めることはできず、かつ、ugo及びセールspartnerは仕入品の保守について一切責任を負わない。

第4条（再委託）

1. ugoは、ugoがugo関連製品の保守を行う場合、当該ugo関連製品の保守の全部又は一部を第三者（以下、再委託を受けた第三者を「再委託先」という。）に再委託することができるものとする。
2. ugoは、再委託先に前項のugo関連製品の保守の全部又は一部を委託した場合は、本規約に基づきugoがエンドユーザーに対して負うものと同様の義務を再委託先に負わせるものとする。
3. ugoは、再委託先の選任又は監督に故意又は過失があった場合、再委託先の行為につき責任を負うものとする。
4. エンドユーザーは、合理的かつ相当な理由があるときは、ugoに対して、当該理由を明示した書面をもって再委託先の見直しを求めることができるものとする。

第5条（ライセンス）

ugoは、エンドユーザーに対し、ライセンス期間中、ugo platformの利用のライセンスを付与する。

第6条（ugoエンドユーザー向け利用規約）

ugo platformの利用条件その他のugo関連製品の利用条件に関連する事項は、別途の「ugoエンドユーザー向け利用規約」で定める。ugo及びエンドユーザーは、本規約の締結により、「ugoエンドユーザー向け利用規約」がugo及びエンドユーザー間の合意事項となり、本規約に組み込まれることを確認する。

第7条（保守／ライセンスの代金）

1. ugoがugo関連製品の保守を行う場合、エンドユーザーは、ugoに対して、両者で取り決めた保守の代金を、取り決めに応じた支払時期・支払方法にしたがって支払うものとする。振込手数料はエンドユーザーの負担とする。なお、セールスパートナーがセールスパートナー保守契約を締結した場合の保守の代金及び支払時期・支払方法等は、セールスパートナー保守契約によるものとする。
2. ugoは、前項のエンドユーザーに対する保守の代金の請求業務を、ugoが別途指定する第三者に委託することができ、ugoが当該委託先に当たる第三者の通知をエンドユーザーに行った場合（以下、当該委託先に当たる第三者のことを「ugo指定の支払先」という。）には、エンドユーザーは、ugoの別途の指示がない限り、ugoに代えて、当該ugo指定の支払先に対して、前項の保守の代金の支払いを行うものとする。
3. ugo及びエンドユーザーの合意に基づき第5条のライセンスの代金を特に定めた場合には、エンドユーザーは、ugoに対して、当該ライセンスの代金を別途定める支払時期・支払方法にしたがって支払うものとする（ライセンスの代金を特に定めなかった場合には、エンドユーザーがugo関連製品について支払う他の名目の代金の中にライセンスの代金相当額が含まれていることになる。）。振込手数料はエンドユーザーの負担とする。

第8条（免責事項）

ugo及びエンドユーザーは、第三者の労働争議、暴動、天災、火災、行政機関の措置その他当事者の合理的支配を超える原因に基づく場合は、本規約に基づく債務の履行ができなかったとしても、損害賠償その他の責任を負わないものとする。

第9条（反社会的勢力の排除）

1. ugo及びエンドユーザーは、自己、自己の代理人又は自己の顧客が、次のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって該当しないことを確約する。
 - ①暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」という。）
 - ②暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - ③暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ④自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - ⑤暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - ⑥役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. ugo及びエンドユーザーは、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。
 - ①暴力的な要求行為
 - ②法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤その他前各号に準ずる行為
3. ugo及びエンドユーザーは、前二項に定める相手方の表明が真実でなく、又は前二項に定める確約に相手方が違反した場合、相手方に対し何らの催告を要せずして、本規約を解除し、これにより生じた損害の賠償を請求することができる。
4. 前項に従って本規約が解除された場合、解除された当事者は、解除による損害の賠償を請求することはできない。

第10条（本規約の有効期間）

1. 本規約の有効期間は、ugoがugo関連製品の保守を行う場合はugo保守ホームページで定められた保守の期間とし（ただし、セールスパートナーがセールスパートナー保守契約を締結した場合には、セールスパートナー保守契約で定められた保守の期間とする。）、これを第5条のライセンスの期間とする。
2. ugoがugo関連製品の保守を行う場合の前項の本規約の有効期間は、契約期間満了の1ヶ月前までにugo又はエンドユーザーのいずれからも書面による解約の申し出がない場合、本規約は同一条件でさらに1年間継続し、以降も同様とする。なお、セールスパートナーがセールスパートナー保守契約を締結した場合に関しては、別途、セールスパートナー保守契約の定めによるものとする。

第11条（解除）

1. ugo及びエンドユーザーは、相手方が本規約の各条項のいずれかに違反する事実があった場合（違反が軽微か否かを問わない。）、1ヶ月以上の期間を定めた書面による是正勧告を行うもなお当該違反が是正されないときは、直ちに本規約の全部又は一部を解除することができるものとする。
2. 前項にかかわらず、ugo又はエンドユーザーが次の各号のいずれかに該当する場合、相手方は催告その他何らの手続を要することなく直ちに本規約の全部又は一部を解除することができるものとする。
 - ①支払停止若しくは支払不能に陥った場合、振り出した又は引き受けた手形若しくは

- 小切手が不渡りとなった場合、又は銀行取引の停止処分を受けた場合
- ②差押、強制執行、滞納処分による差押等を受けた場合
- ③破産、特別清算、民事再生手続又は会社更生手続開始の申立があった場合
- ④解散を決議した場合
- ⑤合併又は事業の全部若しくは重要な一部譲渡を決議したことにより、本規約の履行が不可能又は著しく困難と認められる場合
- ⑥諸官庁から業務・営業の取消、停止等の行政処分を受けた場合
- ⑦信用状況が著しく悪化し、又はそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- ⑧法令に違反し、又は公序良俗に反する行為を行い、会社存続に影響する社会的批判を受けた場合
3. ugo及びエンドユーザーは、自己が前二項に基づいて本規約を解除した場合、相手方に損害が生じても何らこれを賠償又は補償することを要しないものとする。
4. ugo又はエンドユーザーは、相手方が第1項又は第2項に基づいて本規約を解除した場合、相手方に損害が生じたときは、相手方が直接かつ現実に被った損害を賠償するものとする。

第12条（契約終了後の処理）

1. ugo又はエンドユーザーは、自己に前条第1項に定める事実があったことにより若しくは自己が前条第2項各号に定める事由の一つでも該当することにより又は自己に第10条第3項に定める事実があったことにより本規約が解除された場合、相手方に対する金銭債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに債務全額を弁済するものとする。前記解除があった場合、エンドユーザーは、ugoに対し、解除された日までの日数に応じて、保守の代金及びライセンスの代金（なお、保守の代金は、ugoがugo関連製品の保守を行う場合に限られる（セールスパートナーがセールスパートナー保守契約を締結した場合の取扱いは、セールスパートナー保守契約によるものとする。）。また、保守の代金又はライセンスの代金が年毎の支払いの場合は1年を365日とした日割り計算、月毎の支払いの場合は1ヶ月を30日とした日割り計算とする。）の支払いを行うものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、エンドユーザーに前条第1項に定める事実があったことにより若しくはエンドユーザーが前条第2項各号に定める事由の一つでも該当することにより又はエンドユーザーに第10条第3項に定める事実があったことによりその他エンドユーザーの行為若しくはエンドユーザーに発生した事実起因して本規約が終了した場合、エンドユーザーは、ugoに対し、保守の期間に係る保守の代金及びライセンスの代金（なお、保守の代金は、ugoがugo関連製品の保守を行う場合に限られる（セールスパートナーがセールスパートナー保守契約を締結した場合の取扱い、セールスパートナー保守契約によるものとする。）。）の全額を支払うものとする。
3. 本規約が有効期間の経過、解約又は解除により終了した後も、本条のほか、第4条（再委託）第3項、第6条（ugoエンドユーザー向け利用規約）、第7条（保守／ライセンスの代金）、第9条（秘密保持）、第10条（反社会的勢力の排除）第3項及び第4項、第12条（解除）第3項及び第4項、第16条（損害賠償）、第17条（遅延損害金）、第18条（ハードウェアの買取）、第20条（輸出管理）並びに第21条（準拠法・合意管轄）は、対象事項が存在する限り、有効に存続するものとする。
4. 本規約が有効期間の経過、解約又は解除により終了した場合、ugoは、当該エンドユーザーによるugo関連製品又はugoが提供するポータル上で生成・蓄積された情報（個人情報を含む。）について、法令に基づき保存を要する場合及び当社が本サービスの提供又は保守のために合理的に必要な範囲を除き、速やかに消去又は廃棄するものとする。

第13条（通知義務）

ugo及びエンドユーザーは、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、遅滞なく相手方にその事実を通知するものとする。

- ①第12条第2項各号に該当する事実が生じたとき
- ②住所、代表者、商号、その他取引上重要な事項の変更が生じたとき
- ③その他事業の状況に著しい変更をきたすおそれがあるとき

第14条（権利等の譲渡禁止）

1. ugo及びエンドユーザーは、あらかじめ相手方の書面による承認を得ることなく、本規約に基づき発生する権利もしくは義務又は本規約上の当事者たる地位（以下、総称して「本地位等」という。）を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
2. ugo及びエンドユーザーは、本地位等を第三者に譲渡する場合、事前に又は同時に前項の定めが存在を当該第三者に対し通知しなければならない。

第15条（損害賠償）

ugo及びエンドユーザーは、本規約の履行に関し、故意又は過失により相手方又は顧客その他の第三者に損害を与えた場合には、相手方又は顧客その他の第三者が直接かつ現実に被った損害を賠償する責を負うものとする。ただし、負担する損害賠償責任（疑義を避けるために付言すると、第12条第4項に基づく損害賠償責任を含む。）は、当該ugo関連製品の1年間の保守の代金及びライセンスの代金（なお、保守の代金は、ugoがugo関連製品の保守を行う場合に限られる。）の合計額相当額を上限とする。

第16条（遅延損害金）

ugo及びエンドユーザーは、相手方に対する本規約に基づく金銭債務の支払いを怠ったときは、相手方に対し、支払うべき金額に対して、履行期限日の翌日以降支払済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとし、この場合、年365日の日割り計算とするものとする。

第17条（ハードウェアの買取）

本規約が終了した場合において、本規約終了日の翌日から1ヶ月以内にugoがエンドユーザーに対し、エンドユーザーに再販売されたugo関連製品のうちugoが別途指定したハードウェアについてugoが買い取る旨を通知した場合には、ugoは、エンドユーザーから、当該指定したハードウェアを別途ugo及びエンドユーザー間で合意する価格で買い取ることができるものとする。

第18条（契約内容の変更）

1. ugo及びエンドユーザーは、経済情勢の変動等の諸事情により、本規約の内容の変更の必要性が生じた場合は、相手方に対し、本規約の内容の変更を求めることができる。この場合、ugo及びエンドユーザーは、誠実に協議を行うものとする。
2. 本規約の変更は、ugo及びエンドユーザーの書面による合意により行うものとする。

第19条（輸出管理）

1. エンドユーザーは、直接又は間接を問わず、ugo関連製品を自国（エンドユーザの所在国をいう。）の外に輸出し又は自国の外において提供し若しくは自国の外の居住者に提供すること（以下「輸出等」という。）を希望する場合、ugoの承諾を得なければならない。

2. エンドユーザーは、ugo関連製品が、自国を含む外国の法令に基づき輸出規制の対象となる可能性を認識し、直接又は間接を問わず、ugo関連製品若しくはこれを組み込んだ製品の輸出等を行う場合には、自己の責任において適切な輸出手続を行うなど、当該輸出規制法令を遵守するものとする。

第20条（準拠法・合意管轄）

1. 本規約は、日本法に従って解釈される。
2. 本規約に関する紛争については、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条（協議）

本規約に定めのない事項又は本規約の各条項の解釈に疑義が生じた事項については、ugo及びエンドユーザーで誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

（条文以上）

以上